

手数料の料金体系について

1 基本的な考え方

手数料の料金体系は、それぞれの体系のメリット・デメリットを整理し、有料化の目的を踏まえ議論する必要があります。

このため、発生抑制を推進し、減量化を促進すること、費用負担の公平性を確保すること、市民に分かりやすい制度とすること、運営費用の負担が少ない制度とすることなどの観点から検討し、他都市の実施状況についても留意することとします。

2 料金体系の検討

(1) 手数料の料金体系

手数料の料金体系は、大別すると「定額制」と「従量制」がありますが、「従量制」は「単純従量制」と「超過従量制」の2つに分けられます。

定額制は、排出量の大小に関係なく一定の額を手数料として徴収するもので、世帯人員数に応じた額となります。

一方で、従量制は排出量に応じた額を設定するものですが、多量排出者に重い負担を課す考え方もあり図1に示す5つの方式に細分化されます。

(2) 料金体系の検討の視点について

料金体系は、ごみ処理有料化導入の目的である『負担の公平性』、『減量化や資源化の取組促進』、『処理・処分経費の削減』を達成できるものであることが必要です。

上記の3つの目的を達成するためには以下の4項目について検討する必要があります。

1 ごみ減量等意識向上のインセンティブ

市民がごみ減量や資源化促進に取り組むためのインセンティブ（動機付け）が働くか。

2 負担の公平性

ごみを多く出す市民、努力して少なくしている市民に対し、公平性が確保されるか。

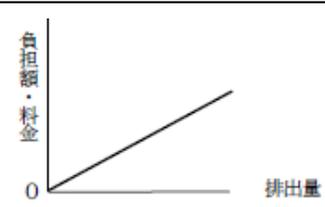
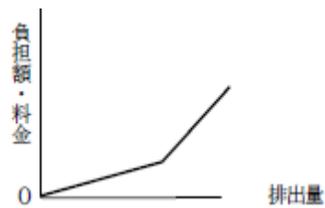
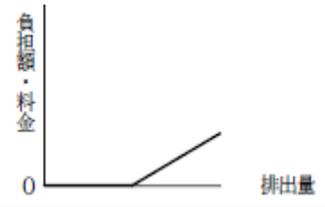
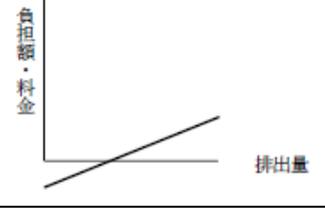
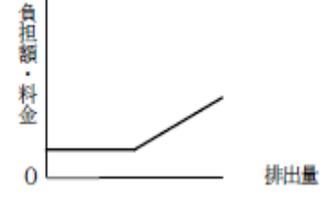
3 市民の制度に対するわかりやすさ

有料化の制度が市民等においてわかりやすく、理解しやすいか

4 行政コスト。

制度を実施するための行政負担（コスト）は小さいか。

図1 手数料の料金体系

	料金体系図※1	料金体系の仕組み	利点	欠点
①排出量単純比例型		排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。(均一従量制)	<ul style="list-style-type: none"> ・制度が単純で分かりやすい ・排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。
②排出量多段階比例型		排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。
③一定量無料型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ(動機付け)が働きにくい。 ・排出者毎の排出量を把握するための費用(例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用)が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。
④負担補助組合せ型		排出量が一定となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式(例えば、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入する一方、排出者が使用しなかったごみ袋やシールについて、排出者が市町村に買い取らせることができる方式)。	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 ・排出抑制の量に応じて排出者へ還元されるため、「③一定量無料型」よりも排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出者毎の排出量を把握するための費用(例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用)が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。
⑤定額制従量制併用型		一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。 ・一定の排出量までを定額制にすることで、一定額以上の安定した手数料を徴収できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担が定額となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を削減するインセンティブ(動機付け)が働きにくい。 ・排出者毎の排出量を把握するための費用(例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用)や一定額の手数料の徴収のための費用が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。

※1：(出所) 落合由紀子(1996)『家庭ごみ有料化による減量化への取り組みー全国533都市アンケートと自治体事例の紹介ー』(株)ライフデザイン研究所、pp.13-15

(4) 全国市町村の導入状況

全国市町村の採用実績は、図表4のとおりです。

これに示すように、全体の78%にあたる717市町村が①排出量単純比例型です。その他では、③一定量無料型が6%、⑤定額制従量制併用型が3%などです。

また、県内では萩市以外の市町が単純従量制です。

なお、萩市では一定量無料型です。

◆図表4 全国市町村の採用実績

